

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の送付について

国民年金保険料は、納めた全額が所得税や住民税等の社会保険料控除の対象になります。控除の対象となるのは、平成24年1月1日から12月31日までに納めた国民年金保険料です。また、配偶者やご家族の保険料を納めた場合も、その保険料と合わせて控除が受けられます。

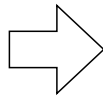
国民年金保険料の控除を受ける場合は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」や保険料を納めた時に交付される領収書が必要となります。

控除証明書は、日本年金機構から送付されますので、申告するまで大切に保管しておいてください。

控除証明書の発送後に保険料を納めた分については、納付時に交付される領収書をご利用ください。

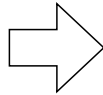
国民年金保険料を平成24年1月1日から平成24年12月31日までに納めたのに控除証明書が届かない方や、控除証明書の紛失等により再発行が必要な方は「控除証明書専用ダイヤル」までご連絡ください。

平成24年1月1日から9月30日
までに国民年金保険料を納めた方



「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、平成24年11月上旬に送付されました。

平成24年10月1日以降に今年
初めて国民年金を納めた方



「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、平成25年2月上旬に送付されます。

正しく使おう！みんなの下水道

皆さんの生活を快適にするために、下水道を正しく使いましょう。
また、公共下水道に接続していない方は、早期接続をお願いします。



流してはいけないこんな物

- ▶ 野菜くずやご飯の残りは、つまりの原因となりますので流さないようにしましょう。
- ▶ 天ぷら油やサラダ油の廃油は、下水道管の中で固まり、管をつまらせたり、処理場の動きにも悪い影響を与えますので流さないでください。
- ▶ 合成洗剤は、処理場の動きを低下させたり、泡立ちのもとになりますので適量を使用しましょう。
- ▶ 水洗トイレには、必ずトイレットペーパーを使いましょう。
水に溶けない紙(ティッシュペーパーなど)、紙おむつ、タバコ、ガム、髪の毛などを流すとつまりの原因になります。
- ▶ 有害物質や危険物は、絶対に流さないでください。
- ▶ 排水口や宅内桝に、土砂、セメント、木片、廃油、灯油、ガソリン、薬品などを流さないでください。つまりや、爆発の原因となります。